

○総務省令第四十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

総務大臣 新藤 義孝

電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令
電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「社団法人電気通信事業者協会（昭和六十二年九月三日に社団法人電気通信事業者協会と
いう名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人電気通信事業者協会」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。